

証券コード：6658
平成29年6月9日

株 主 各 位

京都市右京区梅津南広町46番地2

シライ電子工業株式会社

代表取締役社長 小 島 甚 昭

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月27日（火曜日）午後5時15分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町676番13号
メルパルク京都 5階 会議室A
3. 目的事項
報 告 事 項 1. 第48期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第48期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.shiraidenshi.co.jp>）に掲載させていただきます。
 - ◎定時株主総会終了後、会社説明会の開催を同会場にて予定しておりますので、引き続きご参加いただきますようお願い申し上げます。
 - ◎今回から決議通知及び株主通信につきましては、上記当社ウェブサイトへの掲載のみとし、書面による発送は取りやめさせていただきますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国は雇用や所得環境の着実な改善を背景に堅調に推移し、欧州におきましても英国のEU離脱問題などの政治情勢に不安定さが見られたものの全体としては緩やかな回復基調が続きました。一方、中国では各種の政策により景気減速に一段落が見られるものの、その他の新興国につきましては減速傾向に歯止めがかからず、米国新大統領の保護主義政策への懸念、中東や北朝鮮を巡る混乱等の要素も相まって、先行きが見通せない状況となっております。

わが国経済におきましては、政府の経済対策により、雇用や所得環境は緩やかに改善しているものの、個人消費や企業の設備投資は力強さを欠いた状況が続いており、先行きは依然不透明であります。

プリント配線板業界におきましては、自動車の電装化や利便性向上による電装化を背景にカーエレクトロニクスの市場は国内外で拡大いたしました。また、企業の海外生産シフトの影響により、国内市場は依然として厳しい状況にあります。

このような状況のなか当社グループは、プリント配線板事業におきましては、販売活動では国内外においてカーエレクトロニクス関連やスマートメーターを中心とした電子応用関連の受注が好調であったものの、その他の分野の受注は低調に推移し、また海外の売上高は為替相場の影響を受けました。

生産活動では、国内外グループを挙げて品質向上活動とダントツものづくり活動を展開し、製造原価低減による利益確保に取り組みました。また、国内生産体制の強化と更なるコスト競争力の拡大を図るため、滋賀県野洲市に新工場建設を行うこととし、新たな事業戦略を進めました。

基板新製品の開発につきましては、透明基板のコア技術の開発を継続し、当社独自製品「SPETシリーズ」(SPET・SPET-α・SPET-Color)の拡販や市場認知度の更なる向上に取り組んだほか、発熱する基板(kon-jak)やシースルーディスプレイ(BANVISION)等の新たな製品の開発にも取り組みました。

検査機・ソリューション事業におきましては、プリント配線板外観検査機（VISPERシリーズ）にこれまでの課題を解決した最新機種（VISPER-ZEROシリーズ）の販売を開始したほか、各種ソリューションビジネス商品におきましても取扱いラインナップの充実を図るなど、収益拡大に取り組みました。

しかしながら、国内市場でのプリント配線板受注の伸び悩み、為替相場の変動による海外売上高への影響等により当連結会計年度における売上高は28,042百万円となり、前連結会計年度に比べ1,317百万円（△4.5%）の減収となりました。

営業損益につきましては、国内外グループを挙げての製造力強化活動により製造原価は低減できたものの、売上高が減収となったことや、販売費及び一般管理費が増加したことなどにより676百万円の営業利益となり、前連結会計年度に比べ202百万円（△23.0%）の減益となりました。

経常損益につきましては、持分法による投資利益は増加したものの、営業利益の減益により505百万円の経常利益となり、前連結会計年度に比べ112百万円（△18.3%）の減益となりました。

親会社株主に帰属する当期純損益につきましては、前年同期は海外子会社の税務調査により過年度法人税等を計上しましたが、当連結会計年度においては計上がないことから、305百万円の親会社株主に帰属する当期純利益となり、前連結会計年度に比べ212百万円（230.7%）の増益となりました。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界経済は、米国は底堅い経済成長が見込まれ、欧州におきましてもEU加盟各国の政局に対する警戒感はあるものの緩やかな回復が続くものと思われます。一方、中国をはじめとした新興国の動向や保護主義が及ぼす世界経済への影響、地政学リスクや北朝鮮の核開発問題等のマイナス要因もあり、世界経済全体には依然として景気下振れリスクが存在しております。日本経済におきましては、企業収益や雇用・所得環境が改善するなかで持ち直しの兆しが伺え、緩やかに回復基調を辿ることが期待されますが、海外情勢において特に北朝鮮問題を中心としたアジア近隣諸国の動向が懸念され、先行きの不透明感が払拭できない状況であります。

プリント配線板業界におきましては、自動車の安全性・利便性向上に伴う電装化、次世代電力ネットワークであるスマートグリッドやIoT（Internet of Things）等に関する新たな技術や製品の開発等、次世代産業の発展により今後も市場の成長が見込まれます。

しかしながら、海外生産比率が年々高まることによる国内外競合メーカーとの競争、取引先から求められる高い品質への対応等、生き残りを掛けた厳しい状況は今後も継続することが予想されます。

このような状況のなか、当社グループは常に経済情勢及び市場動向に注意を払いながら、グローバルな供給体制の強化によるプリント配線板事業の発展と、高度化する顧客ニーズへの対応を図るべく滋賀県野洲市に新工場（環境配慮型スマートエコ工場）を建設し、国内生産体制の効率化や新技術の開発により一層の競争力強化を図ってまいります。また、透明基板のコア技術の開発を中心とした新商品基板の開発及び検査機・ソリューション事業の拡充戦略を積極的に進めてまいります。

これらの取り組みにより、原価力及び品質・サービスの向上で世界トップ水準の顧客満足度を実現するとともに、独自性のある商品と技術開発により新たな事業領域を創出し、グローバルに活躍できる人財育成も強化して、国内外で安定した収益を獲得できる強固な企業体質を築いてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続き一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は694百万円であります。その主なものは、白井電子科技(珠海)有限公司における生産体制増強のための設備投資であります。

(4) 資金調達の状況

特記すべき該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	第 45 期	第 46 期	第 47 期	第 48 期
売 上 高（百万円）	25,596	29,740	29,359	28,042
経 常 利 益（百万円）	1,314	1,017	618	505
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	1,157	703	92	305
1株当たり当期純利益（円）	82.81	50.33	6.60	21.83
総 資 産（百万円）	19,449	20,990	21,523	20,217
純 資 産（百万円）	3,117	3,781	3,600	3,516

（注）「1株当たり当期純利益」は期中平均株式数により算出しております。

(6) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(8) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(9) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主な事業内容
白井電子科技(香港)有限公司	152百万香港ドル	100.0%	プリント配線板の製造・販売
白井電子科技(珠海)有限公司	326百万香港ドル	100.0% (100.0%)	プリント配線板の製造

(注) 議決権比率の()内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

③ 企業結合の成果

上記の重要な子会社を含み、連結対象子会社は7社、持分法適用会社は1社であります。当期の連結売上高は28,042百万円(前期比4.5%減)であり、親会社株主に帰属する当期純利益は305百万円(前期比230.7%増)であります。

なお、白井電子科技(香港)有限公司、白井電子科技(珠海)有限公司、その他海外連結子会社3社及び持分法適用会社1社につきましては、平成28年12月期の決算数値によっております。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容(平成29年3月31日現在)

プリント配線板の設計・製造・販売及びプリント配線板外観検査機並びに各種ソリューションビジネス商品の開発・販売を行っております。

(12) 主要な営業所及び工場(平成29年3月31日現在)

当 社	本 社 : 京都府京都市右京区 工 場 : 太秦工場 (京都府京都市)・三上工場 (滋賀県野洲市) ・富波工場 (滋賀県野洲市)・守山工場 (滋賀県守山市) センター : 開発センター (京都府京都市)・技術センター (京都府京都市) ・生産管理センター (滋賀県野洲市) 支店及び 営 業 所 : 営業本部 (滋賀県野洲市)・東京支店 (東京都港区) ・中部営業所 (愛知県刈谷市)・九州営業所 (長崎県大村市) 事 業 部 : P板開発サービス事業部 (埼玉県川越市)
白井電子科技(香港)有限公司	香港九龍
白井電子科技(珠海)有限公司	中国広東省珠海市
オーミハイテク株式会社	滋賀県野洲市

(13) 従業員の状況(平成29年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
1,699名	15名増

- (注) 1. 上記従業員数の他に臨時従業員としてパートタイマー(アルバイト)・契約社員・人材派遣人員が93名おります。
2. 上記従業員数にはグループ会社以外からの出向者1名を含んでおります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
459名	7名増	42.2歳	16.6年

- (注) 1. 上記従業員数の他に臨時従業員としてパートタイマー・人材派遣人員が47名おります。
2. 上記従業員数にはグループ会社以外からの出向者1名を含んでおります。
3. 上記従業員数にはグループ会社への出向者33名を除いて記載しております。

(14) 主要な借入先の状況(平成29年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	2,560百万円
株式会社みずほ銀行	1,543百万円
株式会社滋賀銀行	1,476百万円
株式会社京都銀行	1,147百万円
中国工商银行股份有限公司	1,006百万円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(平成29年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 44,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,976,000株 (自己株式1,382株を含む)
- (3) 株 主 数 4,078名
- (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
白井商事株式会社	2,026千株	14.50%
シライ電子工業従業員持株会	1,044千株	7.47%
株式会社りそな銀行	408千株	2.92%
白井 総	391千株	2.80%
白井 治夫	378千株	2.71%
白井 由香	370千株	2.65%
任天堂株式会社	336千株	2.40%
住友ベークライト株式会社	192千株	1.37%
日本証券金融株式会社	173千株	1.24%
富国生命保険相互会社	144千株	1.03%

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式(1,382株)を控除して計算しております。
3. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(5) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況(平成29年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	小 島 甚 昭	白井電子科技(香港)有限公司 董事 白井電子科技(珠海)有限公司 董事
常 務 取 締 役	中 村 敏 光	プリント配線板事業統括担当兼国内PWB事業部長
常 務 取 締 役	小 谷 峰 藏	海外事業担当 白井電子科技(香港)有限公司 董事長 白井電子科技(珠海)有限公司 董事長
取 締 役	松 浦 充 徳	事業開発担当
取 締 役	山 中 尊 夫	人事総務・品質担当
取 締 役	亀 井 正 巳	経営管理担当
取 締 役	畑 澤 敏 之	株式会社巴川製紙所 取締役常務執行役員
常 勤 監 査 役	村 上 純 一	—
監 査 役	植 田 伸 吾	りそな決済サービス株式会社 専務取締役
監 査 役	五 宝 滋 夫	—

(注) 1. 当期中における監査役の異動は、次のとおりであります。

平成28年6月28日開催の定時株主総会において、植田伸吾、五宝滋夫の両氏は監査役に選任され、就任いたしました。

平成28年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって、監査役藤原利往、植村喜代司の両氏は任期満了により、退任いたしました。

2. 当期中の取締役の地位及び担当の異動は、次のとおりであります。

氏 名	変 更 前	変 更 後	異動年月日
中村 敏光	常務取締役 プリント配線板事業統括担当兼 国内PWB事業部長兼生産本部長	常務取締役 プリント配線板事業統括担当兼 国内PWB事業部長	平成28年4月1日
小谷 峰藏	取締役 海外事業担当	常務取締役 海外事業担当	平成28年7月1日

3. 取締役畑澤敏之氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役植田伸吾、五宝滋夫の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、監査役五宝滋夫氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 監査役植田伸吾氏は金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役畑澤敏之氏、常勤監査役村上純一氏、社外監査役植田伸吾氏及び五宝滋夫氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額	摘 要
取 締 役	7名	110百万円	(内社外1名5百万円)
監 査 役	5名	19百万円	(内社外4名7百万円)
合 計	12名	129百万円	

- (注) 1. 上記の監査役の支給人員及び支給額には、平成28年6月28日開催の第47回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役2名を含んでおります。
2. 平成3年6月開催の定時株主総会において取締役の報酬限度額は月額40百万円以内、平成2年6月開催の定時株主総会において監査役の報酬限度額は月額3百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役畑澤敏之氏は、株式会社巴川製紙所の取締役常務執行役員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役植田伸吾氏は、りそな決済サービス株式会社の専務取締役であります。当社と兼職先との間にはファクタリング取引等があります。
- ② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会（16回開催）		監査役会（16回開催）		主な活動状況
		出席回数 （回）	出席率 （％）	出席回数 （回）	出席率 （％）	
取締役	畑澤 敏之	14	87.5	—	—	グローバル企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、適宜発言を行っております。
監査役	植田 伸吾	11	91.7	11	91.7	企業経営者としての経験及び金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を活かし、適宜発言を行っております。
監査役	五宝 滋夫	12	100	12	100	他社の監査役を歴任されたことによる豊富な見識・経験を活かし、適宜発言を行っております。

（注） 監査役植田伸吾氏及び五宝滋夫氏につきましては、平成28年6月28日就任後の状況（取締役会12回開催、監査役会12回開催）を記載しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 PwC京都監査法人

(注) 平成28年12月1日付で京都監査法人から名称変更しております。

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	29百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、白井電子科技(香港)有限公司及び白井電子科技(珠海)有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、これを株主総会の会議の目的とする議案の内容といたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の体制の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はコーポレートガバナンスの基本方針として、次の4つの項目を掲げております。

イ 企業理念の浸透に対する経営者のリーダーシップの発揮

ロ 経営におけるチェックアンドバランス機能の確立

ハ 高い倫理観に基づくコンプライアンス体制の構築

ニ ステークホルダーへの積極的な情報開示とコミュニケーションの充実

取締役会は職務の執行が適正かつ健全に行われるために、コーポレートガバナンスの基本方針をベースとして、実効性のある内部統制システムの構築と法令・定款遵守の体制確立に努める。また、監査役や内部監査室による監査活動を通じて、当該体制の継続的改善を図る。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定又は取締役に対する報告に関しては、取締役会や経営会議の議事録、稟議決裁書等を作成し、「文書管理規程」の定めるところに従い、適切に保管かつ管理していく。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスクマネジメント規程、業務分掌規程や職務権限規程、その他の社内規程に従い、各取締役が担当の分掌範囲について責任を持ってリスク管理体制を構築する。リスク管理の観点から重要事項については取締役会の決議により規程の制定、改廃を行うこととする。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回、その他必要に応じて適時開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役が出席する経営会議を毎月1回開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係わる意思決定を機動的に行う。

各部門長は、各職務分掌に基づき業務運営計画で決定している施策及び業務の執行を効率的に行うとともに、目標に対しての管理、改善を行っていく。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社と当社との情報管理体制を整備する。
 - ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理体制を整備し、定期的に取り締役会・経営会議等で子会社の職務状況を監視する。
 - ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
定期的に取り締役会・経営会議等で職務執行状況を監視する。また必要に応じて当社の
主管部門が適切な指導を行う。
 - ニ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する
ための体制
コンプライアンス体制・内部通報制度を整備する。また、監査役や内部監査室による
監査活動を通じて、当該体制の継続的改善を図る。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用
人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協
議の上補助者を選任し、その補助者は監査役の指示がある場合はその指示に従う。
- ⑦ 当社の監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の監査業務に係る使用人は取締役からの独立性を確保するため、当該補助人の人
事異動及び人事考課を行う場合は、予め監査役に相談し意見を求める。
- ⑧ 当社の監査役への報告に関する体制
- イ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役からその
職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧する。
 - ロ 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を
受けた者が当社の監査役に報告するための体制
監査役を通報窓口として直接報告できる内部通報制度を整備する。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを
確保するための体制
当社の内部通報制度において、内部通報者に対し不利益な取扱いを行わないことを取り
決め遵守する。

- ⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行に係る費用や債務は、当社予算制度の中で一定の独立性を担保する体制を構築する。
- ⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
イ 取締役及び使用人は監査役監査に対する理解を深め、またその環境の整備に努める。
ロ 監査役と内部監査室との定期的な協議の機会を設け連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制
イ 取締役はシライ電子工業グループにおける企業活動について財務報告に関わるリスクを認識し、その分類・分析・評価を行い、有効な統制活動を構築し、推進する。
ロ 取締役は内部統制の構築及び評価を実施する組織を編成し、委員を指名する。
ハ 取締役は統制活動の有効性を評価し、その結果を適切に開示する。また、財務報告に関わる重要な不備を把握した場合、その是正に努めるとともに、適切に開示する。
ニ 取締役会は、財務報告に係る内部統制に関して、取締役を適切に監督する。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制
当社グループは行動規範を定め、社会秩序や安全、また健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力並びに団体に対しては毅然とした態度で臨み、そのような勢力並びに団体とは一切の関わりを持たないことを基本方針とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の維持、発展のため前事業年度に発足したコンプライアンス委員会を当事業年度におきましては10回に亘って開催し、法令及び社内ルールの遵守状況の把握、コンプライアンス違反に係る対応及び再発防止策の検討、コンプライアンスを大切にする風土づくりなどの審議を行いました。またその内容は必要に応じて取締役会に報告され、取締役会はその審議を通じて各取締役の職務状況が法令及び定款に適合しているかを監督しております。

また内部通報制度の運用により、通常では露見しがたい情報の取得に努めて、通報があった場合は速やかに対応しております。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録及び関係書類、経営会議議事録等、取締役及び使用人の職務の執行に係る情報は、関係法令及び社内規程に基づき適切に保存、保管しております。

- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント規程に基づき、期初にリスク評価を行って経営計画に反映し、リスクコントロールを設定して、月次にて経営会議、取締役会等の重要会議でその実効性をモニタリングしております。また、経営環境の変化により突発的に発生する損失・危険のリスクについても、経営会議、取締役会等で対応を速やかに審議し、必要な措置を講じております。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は月次の頻度で経営会議、取締役会を開催し、取締役及び使用人の職務執行が効率的に行われているかを管理指標のモニタリング及び各取締役や使用人へのヒヤリングを実施するとともに、問題がある場合はその対応を速やかに審議し、意思決定して解決を図っております。また、監査役及び内部監査室が取締役の職務執行の状況をモニタリングして取締役会に報告し、問題については是正の勧告を行っております。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社と関係会社との情報管理体制をグループ経営管理規程に定め、当社に報告すべき重要な事項とその報告ルートを確認に定めて情報伝達漏れを防止しております。
重要な子会社には当社役員を子会社役員に兼務させており、当社取締役会で子会社の業務の状況をモニタリングしております。さらに、定期的に経営会議に子会社の責任者を参加させ、業務職務執行の状況をヒヤリングし、問題があれば審議し対応を意思決定しております。また、監査役及び内部監査室が子会社の業務執行状況をモニタリングして当社社長及び当社取締役会に報告し、問題があれば是正の勧告を行っております。
内部通報制度を子会社にも適用し、通報があった場合は子会社の受付窓口から当社社長、監査役まで報告が上がるルートを確保しております。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
取締役会が監査役監査に協力できる体制を整備し、取締役会規則で明確にしておりますが、当事業年度において当該事象は発生しておりません。
- ⑦ 当社の監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の監査業務に係る使用人の人事異動及び人事考課を行う場合はあらかじめ監査役に相談し意見を求めるルールを取締役会規則に定めておりますが、当事業年度において当該事象は発生しておりません。
- ⑧ 当社の監査役への報告に関する体制
監査役は当社の取締役会及び経営会議等の重要な会議に参加し情報の収集に努めており、また、各子会社の監査役を兼任していることから、各子会社の取締役会等に参加し必要な報告を受けております。
また、内部通報制度において、当社社長とともに最終受領者として内部通報を洩れなく受領できる立場を確保しております。さらには監査役を当事業年度から通報窓口としても位置づけ、幅広く情報のチャンネルを確保しております。

- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役の監査業務に係る使用人の人事異動及び人事考課を行う場合はあらかじめ監査役に相談し、意見を求めるルールを取締役会規則に定めておりますが、当事業年度において当該事象は発生しておりません。

また、内部通報を行った者に対する保護については内部通報処理に関する規程にて明確に定めており、違反した者には就業規則違反として罰則を定めておりますが、当事業年度において当該事象は発生しておりません。

- ⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
取締役会規則において取締役会が監査役監査に協力できる体制を確保しております。当事業年度において監査役の職務の執行に生ずる費用や債務処理が滞った事象はありません。

- ⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

取締役会が監査役監査に協力できる環境を整える責務があることを取締役会規則に定めており、各取締役の協力のもと当事業年度の監査役監査は予定通り遅滞なく完了しております。

- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制を整備、運用する体制を構築しており、当事業年度において財務報告に係る内部統制は適切に整備・運用されていることを内部監査にて確認しております。

- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社は行動規範にて反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨むことを明確にしており、その浸透を図っております。当事業年度において反社会的勢力との関係は認められません。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	11,393	流 動 負 債	12,292
現 金 及 び 預 金	2,673	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	4,042
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	5,712	電 子 記 録 債 務	944
電 子 記 録 債 権	249	短 期 借 入 金	4,038
た な 卸 資 産	2,295	1年内返済予定の長期借入金	1,782
繰 延 税 金 資 産	133	リ ー ス 債 務	162
そ の 他	329	未 払 法 人 税 等	68
貸 倒 引 当 金	△0	賞 与 引 当 金	276
固 定 資 産	8,823	そ の 他	976
有 形 固 定 資 産	7,328	固 定 負 債	4,408
建 物 及 び 構 築 物	3,143	長 期 借 入 金	3,141
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,742	リ ー ス 債 務	334
土 地	1,468	繰 延 税 金 負 債	1
リ ー ス 資 産	649	退 職 給 付 に 係 る 負 債	635
建 設 仮 勘 定	76	資 産 除 去 債 務	143
そ の 他	247	そ の 他	152
無 形 固 定 資 産	271	負 債 合 計	16,700
リ ー ス 資 産	0	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	270	株 主 資 本	4,238
投 資 其 他 の 資 産	1,224	資 本 金	1,361
投 資 有 価 証 券	636	資 本 剰 余 金	1,506
繰 延 税 金 資 産	458	利 益 剰 余 金	1,369
そ の 他	143	自 己 株 式	△0
貸 倒 引 当 金	△13	其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△831
		其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	40
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△827
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△44
		非 支 配 株 主 持 分	109
		純 資 産 合 計	3,516
資 産 合 計	20,217	負 債 純 資 産 合 計	20,217

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		28,042
売上原価		23,475
売上総利益		4,566
販売費及び一般管理費		3,890
営業利益		676
営業外収益		
受取利息	13	
受取配当金	1	
持分法による投資利益	126	
その他の	45	187
営業外費用		
支払利息	218	
シンジケートローン手数料	1	
為替差損	81	
支払補償費	50	
その他の	7	359
経常利益		505
特別損失		
固定資産廃棄損	17	
固定資産売却損	0	
減損損	0	17
税金等調整前当期純利益		487
法人税、住民税及び事業税	155	
法人税等調整額	20	175
当期純利益		311
非支配株主に帰属する当期純利益		6
親会社株主に帰属する当期純利益		305

連結株主資本等変動計算書

（平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,361	1,506	1,134	△0	4,002
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△69		△69
親会社株主に帰属する当期純利益			305		305
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純 額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	235	—	235
当 期 末 残 高	1,361	1,506	1,369	△0	4,238

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	13	△473	△64	△524	122	3,600
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△69
親会社株主に帰属する当期純利益						305
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純 額）	26	△353	20	△306	△12	△319
当 期 変 動 額 合 計	26	△353	20	△306	△12	△84
当 期 末 残 高	40	△827	△44	△831	109	3,516

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

白井電子科技(香港)有限公司

白井電子科技(珠海)有限公司

白井電子商貿(上海)有限公司

白井電子商貿(深セン)有限公司

Shirai Electronics Trading(Thailand) Co.,Ltd.

シライ物流サービス株式会社

オーミハイテク株式会社

(2) 非連結子会社の数

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 1社

会社等の名称 科恵白井電路有限公司

(2) 持分法の適用の手続きについて特に記載すべき事項

決算日が連結決算日と異なるため、事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、白井電子科技(香港)有限公司、白井電子科技(珠海)有限公司、白井電子商貿(上海)有限公司、白井電子商貿(深セン)有限公司及びShirai Electronics Trading(Thailand) Co.,Ltd.の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

(イ)時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(ロ)時価のないもの

総平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

- ③ たな卸資産
通常の販売目的で保有するたな卸資産
主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
- (イ)平成19年3月31日以前に取得したもの
当社は旧定額法によっております。なお、連結子会社は定額法によっております。
- (ロ)平成19年4月1日以降に取得したもの
当社及び連結子会社は定額法によっております。
- なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建物及び構築物 3年～45年
機械装置及び運搬具 2年～10年
- また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
- ② 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法
ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法
- ③ リース資産
- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
- (イ)当社及び国内連結子会社
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (ロ)在外連結子会社
主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員の賞与の支出に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建金銭債務、借入金の支払利息

(ハ)ヘッジ方針

内部規程に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスクを回避する目的で為替予約を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で、金利スワップを実需の範囲内で利用しております。

(ニ)ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較し、両者の変動額を基礎にして有効性を評価しております。

なお、振当処理によっている為替予約、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

③ 消費税等の会計処理

当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

④ 記載金額は百万円未満切捨てにより表示しております。

5. 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動負債」の「支払手形及び買掛金」に含めて表示しておりました「電子記録債務」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「電子記録債務」は230百万円であります。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、区分掲記して表示しておりました「受取補償金」(当連結会計年度1百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産及びこれに対する債務は次のとおりであります。

(担保に供している資産)

建物及び構築物	2,803百万円
機械装置及び運搬具	768百万円
土地	1,242百万円
有形固定資産その他	2百万円
無形固定資産その他	127百万円
計	4,944百万円

(上記に対する債務)

短期借入金	2,024百万円
1年内返済予定の長期借入金	962百万円
長期借入金	1,682百万円
計	4,668百万円

2. 有形固定資産に係る減価償却累計額

減価償却累計額 11,342百万円

3. 受取手形割引高

134百万円

4. 財務制限条項

連結子会社は、白井電子科技(珠海)有限公司の工場建設に伴う投資資金を安定的に調達するため、取引銀行3行とタームローン契約を締結しており、1年内返済予定の長期借入金のうち367百万円(3,152千USD)及び長期借入金のうち548百万円(4,701千USD)には、下記の財務制限条項が付されております。

- ① 平成27年3月期以降の各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における修正純資産金額を前年同期の純資産の部の金額比75%以上に維持する。なお、修正純資産金額とは、ある特定の事業年度末日における連結の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から、当該事業年度の末日における連結の損益計算書の営業外利益に記載される為替差益を減算し、営業外損失に記載される為替差損を加算して算出される金額をいう。
- ② 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される修正経常損益が2期連続(平成26年3月期以降に到来する決算期に限る。)して損失とならないようにする。なお、修正経常損益とは、ある特定の事業年度末日における連結の損益計算書に記載される経常損益の金額から、当該事業年度の末日における連結の損益計算書の営業外利益に記載される為替差益を減算し、営業外損失に記載される為替差損を加算して算出される金額をいう。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の総数 普通株式 13,976千株
2. 配当に関する事項
- (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	69	5.00	平成28年3月31日	平成28年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	69	5.00	平成29年3月31日	平成29年6月29日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にプリント配線板の製造販売事業を行うための設備投資計画や販売計画に照らし、必要な資金（主に長期性の銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を1年以内返済の銀行借入によって調達しております。デリバティブ取引は、為替相場の変動リスクを軽減すべく為替予約取引を利用しており、また、金利変動リスクを軽減すべく金利スワップ取引を利用しておりますが、その他の投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債務の支払に充当し、資金ロスの低減を図っております。投資有価証券は、主に取引先企業の安定株主施策に応じ所有する株式であり、市場の価格変動リスクに晒されております。また、子会社又は関係会社に対しては、必要に応じ短期及び長期の貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、6ヶ月以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。借入金には運転資金として必要な資金調達を目的にしており、最長で5年であります。その一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち一部についてはデリバティブ取引（金利スワップ）を利用してヘッジしております。シンジケートローンは当社の事業展開で必要とされる資金需要に対する安定的、効率的な資金調達を目的としたもので、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程をはじめ各規程に従い、営業債権について営業企画部が全取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、経理部は取引相手先ごとに期日及び債権残高の管理を行うとともに、各営業部が取引先と与信額を超過した取引となっている場合、その解決策を聴取することとしております。

連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて同様の管理を行っております。当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、支払金利の変動リスクを抑制する目的で、一部借入金に対して期間中の利率を固定する中長期固定金利借入にて調達を行い、また、別の一部に対して金利スワップ取引を利用しております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引企業）の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。外貨建取引の為替相場変動リスクを回避する目的で為替予約を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループ各社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2, 673	2, 673	—
(2) 受取手形及び売掛金（純額）	5, 712	5, 712	—
(3) 電子記録債権（純額）	249	249	—
(4) 投資有価証券	135	135	—
資産計	8, 770	8, 770	—
(1) 支払手形及び買掛金	4, 042	4, 042	—
(2) 電子記録債務	944	944	—
(3) 短期借入金	4, 038	4, 038	—
(4) 長期借入金 ※	4, 924	4, 949	25
負債計	13, 949	13, 975	25
デリバティブ取引	—	—	—

※ 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、並びに(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるもので、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	501

上記については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 243円79銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 21円83銭 |

その他の注記

追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,064	流動負債	4,486
現金及び預金	682	支払手形	246
受取掛手形	110	買掛金	727
売掛金	2,629	電子記録債権	944
電子記録債権	249	短期借入金	800
製品及び半製品	689	1年内返済予定の長期借入金	1,062
仕掛品	203	リース負債	56
原材料及び貯蔵品	146	未払金	218
前払費用	32	未払費用	124
繰延税金資産	67	未払法人税等	29
関係会社短期貸付金	164	前受り金	22
その他の貸倒引当金	89	預賞与引当金	41
	△0	その他の負債	159
固定資産	6,716		52
有形固定資産	2,431	固定負債	2,798
建物	623	長期借入金	1,885
構築物	47	リース負債	147
機械及び装置	79	退職給付引当金	501
車両運搬具	0	資産除去債	141
工具、器具及び備品	95	長期未払金	123
土地	1,361		
建物	220		
建設仮勘定	1		
無形固定資産	107		
ソフトウェア	9	負債合計	7,285
リース資産	0	(純資産の部)	
ソフトウェアの仮勘定	86	株主資本	4,455
その他の資産	11	資本	1,361
投資その他の資産	4,177	資本剰余金	1,476
投資有価証券	135	資本準備金	1,476
関係会社株	2,756	利益剰余金	1,617
関係会社長期貸付金	0	利益準備金	36
破産更生債権等	760	その他の利益剰余金	1,580
長期前払費用	0	別途積立金	410
繰延税金資産	37	繰越利益剰余金	1,170
投資不動産	428	自己株式	△0
その他の貸倒引当金	11	評価・換算差額等	40
	60	その他有価証券評価差額金	40
	△11	純資産合計	4,496
資産合計	11,781	負債純資産合計	11,781

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		12,060
売上原価		10,159
売上総利益		1,901
販売費及び一般管理費		2,067
営業外損失		166
営業外収益		
受取利息	20	
受取配当金	176	
経営指導料	22	
その他	57	276
営業外費用		
支払利息	64	
為替差損	1	
その他	5	72
経常利益		38
特別損失		
固定資産処分損	3	
減損損失	0	3
税引前当期純利益		34
法人税、住民税及び事業税	19	
法人税等調整額	13	32
当期純利益		2

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	1,361	1,476	1,476
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	1,361	1,476	1,476

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
	利 益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余 金 合 計		
		別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	36	410	1,238	1,685	△0	4,523
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△69	△69		△69
当 期 純 利 益			2	2		2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△67	△67	—	△67
当 期 末 残 高	36	410	1,170	1,617	△0	4,455

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	13	13	4,536
当期変動額			
剰余金の配当			△69
当期純利益			2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	26	26	26
当期変動額合計	26	26	△40
当期末残高	40	40	4,496

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 …… 総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの …………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの …………… 総平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製 品 …………… 総平均法

但し、検査機、金型及び設計代については個別法

原 材 料 …………… 総平均法

仕 掛 品 …………… 総平均法

貯 蔵 品 …………… 最終仕入原価法

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …………… ①平成19年3月31日以前に取得したもの

(リース資産を除く)

旧定額法によっております。

②平成19年4月1日以降に取得したもの

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 …………… 10年～38年

機 械 及 び 装 置 …………… 4年～6年

工具、器具及び備品 …………… 2年～15年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産 …………… 定額法によっております。

(リース資産を除く)

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

- リース資産 …………… 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によって
おります。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によってお
ります。
- 投資不動産 …………… ①平成19年3月31日以前に取得したもの
(リース資産を除く) 旧定額法によっております。
②平成19年4月1日以降に取得したもの
定額法によっております。
また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能
限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によ
っております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理して
おります。

6. 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、
貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込
額を計上しております。

賞与引当金 従業員の賞与の支払に充てるため、当事業年度に負担すべき実際支給見込額を計
上しております。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資
産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰
属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内
の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存
勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞ
れ発生の翌事業年度から費用処理しております。

7. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

8. 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建金銭債務、借入金の支払利息

③ヘッジ方針

内部規程に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスクを回避する目的で為替予約を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で、金利スワップを実需の範囲内で利用しております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較し、両者の変動額を基礎にして有効性を評価しております。

なお、振当処理によっている為替予約、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

9. 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

10. 記載金額は百万円未満切捨てにより表示しております。

11. 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動負債」の「支払手形」に含めて表示しておりました「電子記録債務」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の「電子記録債務」は230百万円であります。

(損益計算書)

前事業年度において、区分掲記して表示しておりました「受取補償金」(当事業年度1百万円)は、金額の重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

担保に供している資産及びこれに対する債務は次のとおりであります。

(担保に供している資産)

建物	330百万円
土地	1,148百万円
投資不動産	11百万円
計	1,489百万円

(上記に対する債務)

短期借入金	800百万円
1年内返済予定の長期借入金	962百万円
長期借入金	1,785百万円
計	3,547百万円

2. 関係会社に対する金銭債権債務（区分掲記したものを除く）

短期金銭債権	30百万円
短期金銭債務	282百万円

3. 減価償却累計額

有形固定資産	6,648百万円
投資不動産	7百万円

4. 保証債務

次のとおり関係会社に対し、債務保証を行っております。

銀行借入に対する保証

白井電子科技(香港)有限公司	3,816百万円
白井電子科技(珠海)有限公司	1,009百万円

リース契約に対する保証

白井電子科技(珠海)有限公司	256百万円
----------------	--------

取引に関する保証

白井電子科技(香港)有限公司	224百万円
----------------	--------

リース会社等からのファイナンスに対する保証

白井電子科技(香港)有限公司	142百万円
白井電子科技(珠海)有限公司	37百万円

出資に対する保証

Shirai Electronics Trading(Thailand) Co., Ltd.	7百万円
--	------

5. 受取手形割引高

134百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	170百万円
仕入高	3,169百万円
営業取引以外の取引高	
受取配当金	175百万円
上記以外の営業取引以外の取引高	74百万円
2. たな卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額	
売上原価	8百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数	普通株式	1,382株
------------------	------	--------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	200百万円
資産除去債務	43百万円
未払役員退職慰労金否認額	8百万円
退職給付引当金否認額	153百万円
未払事業税	5百万円
賞与引当金否認額	49百万円
会員権評価損否認額	12百万円
投資有価証券評価損否認額	0百万円
一括償却資産償却限度超過額	3百万円
減価償却超過額	33百万円
夏季賞与支給に伴う法定福利費	7百万円
繰越欠損金	123百万円
その他	9百万円
繰延税金資産小計	652百万円
評価性引当額	△138百万円
繰延税金資産合計	514百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△1百万円
その他有価証券評価差額金	△16百万円
繰延税金負債合計	△18百万円

繰延税金資産の純額	496百万円
-----------	--------

関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属 性	会社の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (注6)	科目	期末残高 (注6)
子会社	白井電子科技 (香港)有限公司	所有 直接 100%	当社製品の 生産委託及び販売 資金の援助 債務保証 役員の兼任	プリント配線 板等の購入 (注1)	1,961	買掛金	160
				資金の貸付 (注2)	875	短期貸 付金	134
						長期貸 付金	740
				貸付利息の受 入 (注2)	19	—	—
				債務保証 (注3)	4,183	—	—
				保証料の受入 (注3)	8	未収入 金	2
				経営指導料の 受入 (注5)	19	—	—
				ロイヤリティ の受入 (注5)	101	—	—
	白井電子科技 (珠海)有限公司	所有 間接 100%	債務保証 役員の兼任	債務保証 (注4)	1,303	—	—
				保証料の受入 (注4)	4	未収入 金	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. プリント配線板の購入価格については、白井電子科技(香港)有限公司から見積もりを入手し、市場価格と比較・検討し価格交渉を実施したうえで決定しております。
2. 白井電子科技(香港)有限公司の白井電子科技(珠海)有限公司への出資に関して資金を貸付けております。なお、貸付利息は香港での市場金利を勘案し決定しております。
3. 白井電子科技(香港)有限公司と科恵白井電路有限公司の取引高、銀行借入及びリース会社等からのファイナンスに対し債務保証を行っているものであります。なお、年率0.2%の保証料を受取っております。

(1) 仕入取引に対する保証

	金額 (千USD)	期 限
株式会社りそな銀行	2,000	平成29年4月10日

(2) 銀行借入に対する保証

	金額 (千USD)	期 限
株式会社りそな銀行	6,000	平成29年9月30日
	3,065	平成31年3月31日
	1,920	平成33年3月31日
	2,000	平成34年3月31日
株式会社みずほ銀行	7,000	平成29年12月31日
	1,834	平成31年3月31日
	700	平成32年8月31日
株式会社京都銀行	150	平成29年9月30日
	1,377	平成31年3月31日
	900	平成33年8月26日
株式会社滋賀銀行	3,000	平成29年9月29日
	1,377	平成31年3月29日
	1,700	平成33年5月31日
株式会社三井住友銀行	3,000	平成29年8月31日

(3) リース会社等からのファイナンスに対する保証

	金額 (千USD)	期 限
芙蓉総合リース株式会社	1,268	平成30年12月31日

4. 白井電子科技(珠海)有限公司のリース契約、銀行借入及びリース会社等からのファイナンスに対し債務保証を行っているものであります。なお、年率0.2%の保証料を受取っております。

(1) リース契約に対する保証

	金額（千CNY）	期 限
三菱UFJリース株式会社	1,184	平成29年 7 月12日
	8,527	平成32年11月12日
三井住友ファイナンス& リース株式会社	3,451	平成31年 7 月31日
	2,681	平成32年 2 月29日

(2) 銀行借入に対する保証

	金額（千USD）	期 限
株式会社三井住友銀行	3,000	平成29年 3 月31日
株式会社みずほ銀行	6,000	平成30年 3 月14日

(3) リース会社等からのファイナンスに対する保証

	金額（千CNY）	期 限
東京センチュリーリース 株式会社	904	平成32年 2 月 7 日
	698	平成32年 3 月 4 日
	715	平成32年 4 月29日

5. 経営指導料及びロイヤリティにつきましては、取引内容を勘案して決定しております。
6. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 321円73銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 0円15銭 |

その他の注記

追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年 3 月28日）を当事業年度から適用しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年 5 月15日

シライ電子工業株式会社

取締役会 御中

PwC京都監査法人

指 定 社 員 公認会計士 中 村 源 ㊞
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 田 村 透 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シライ電子工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シライ電子工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年 5 月15日

シライ電子工業株式会社

取締役会 御中

PwC京都監査法人

指 定 社 員	公認会計士	中 村	源 ㊞
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士	田 村	透 ㊞
業務執行社員			

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シライ電子工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年 5月17日

シライ電子工業株式会社 監査役会
常 勤 監 査 役 村 上 純 一 ㊞
社 外 監 査 役 植 田 伸 吾 ㊞
社 外 監 査 役 五 宝 滋 夫 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付けており、配当原資確保のため収益力を強化すると同時に企業体質強化のための内部留保を勘案し、業績に裏付けられた適正な利益配分を継続的かつ安定的に行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針のもと、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき金 5 円

配当総額 69,873,090円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年 6 月29日

第2号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役植田伸吾氏は辞任により退任されますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、植田伸吾氏の補欠として選任されることになりましたので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 生 年 月 日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
おおはし まさひこ 大 橋 正 彦 昭和36年5月4日	昭和59年4月 株式会社協和銀行（現株式会社りそな銀行） 入行 平成13年7月 株式会社あさひ銀行（現株式会社りそな銀行） 大船支店 支店長 平成24年4月 株式会社りそな銀行 執行役員 首都圏地域 担当 平成27年4月 ジェイアンドエス保険サービス株式会社 取 締役常務執行役員 平成29年4月 株式会社日刊工業新聞社 執行役員（現任）	— 株

- （注）
1. 大橋正彦氏は、新任の候補者であります。
 2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 大橋正彦氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
 4. 大橋正彦氏は社外監査役候補者であります。
 5. 社外監査役候補者とした理由
大橋正彦氏は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しており、実務及び専門的見地からの監査が期待でき、かつ、客観的な立場から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
 6. 大橋正彦氏は、過去5年間において当社の特定関係事業者（主要な取引先）である株式会社りそな銀行の業務執行者となったことがあります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

平成28年6月28日開催の第47回定時株主総会において補欠監査役に選任された和氣大輔氏の選任の効力は本定時株主総会が開催される時までとされておりますので、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

当該補欠監査役につきましては、監査役が法令の定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期とします。また、本決議の効力は次期定時株主総会が開催される時までとします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

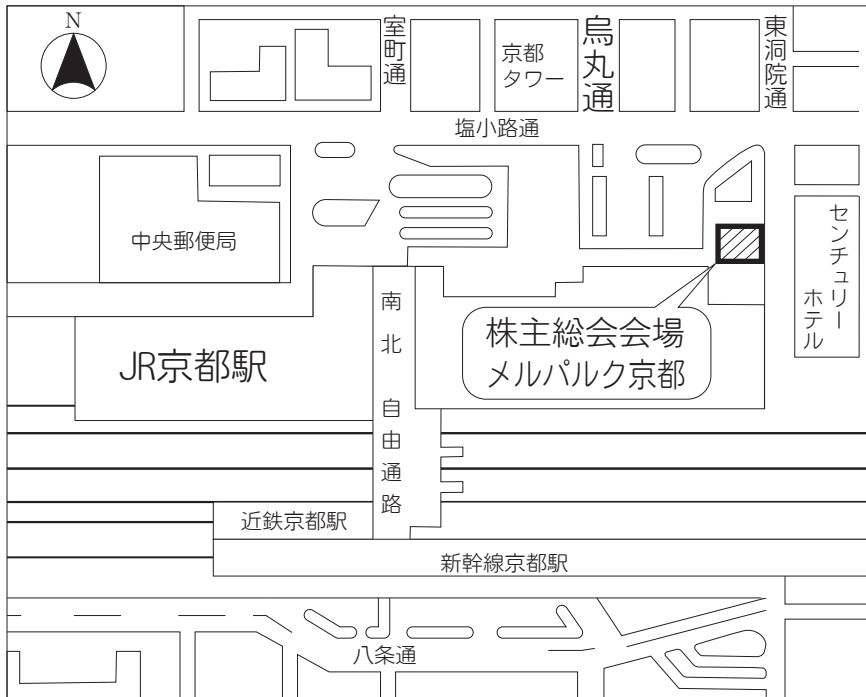
氏 名 生 年 月 日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
わ け だいすけ 和 氣 大 輔 昭和43年8月2日	平成10年10月 中央監査法人入所 平成17年1月 和氣公認会計士事務所開設、事務所所長 (現任) 平成24年6月 TOWA株式会社 社外監査役 平成28年6月 TOWA株式会社 取締役監査等委員(社外取締 役)(現任)	— 株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 和氣大輔氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 和氣大輔氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、長年公認会計士として培われた会計知識を豊富に有しておられることから、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

以 上

＜株主総会会場ご案内図＞

会 場 京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町676番13号
メルパルク京都 5階 会議室A



J R 京都駅中央改札口出て右手徒歩3分

○ なお、駐車場のご用意はいたしておりませんので、公共交通機関をご利用ください。